

〔平成24年度分固定資産税に関する閲覧・縦覧制度〕

| 固定資産課税台帳の閲覧 | | 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 |
|-------------|--|----------------------------------|
| 場所 | 資産税グループ(市役所本庁舎2階) | 北部土地家屋チーム(塩瀬・山口支所) |
| 期間 | 4月2日以降の午前9時～午後5時半(土・日曜、祝日除く) | 4月2日～5月31日の午前9時～午後5時半(土・日曜、祝日除く) |
| 対象 | ・固定資産税の納税義務者 ・借地人 ・借家人 ・破産管財人など ※それぞれ代理人も可 | ・固定資産税の納税義務者 ※代理人も可 |
| 必要なもの | 固定資産税の納税義務者は、運転免許証や住民基本台帳カード、前年度分の納税通知書など本人確認ができるもの。代理人の場合は、必ず委任状の持参を。相続人は、相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本など)、借地・借家人等は賃貸借契約書など権利関係を証明できるもの | |

固定資産課税台帳の閲覧、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧制度についてお知らせします。問合せは資産税グループ(0798・35・3221)、塩瀬・山口地区は北部土地家屋チーム(0797・61・0048)へ。

固定資産税に関する 閲覧・縦覧制度

市は、1月1日現在、市内に土地や家屋などの固定資産を所有している人に「固定資産税・都市計画税」を納付していただいています。平成24年度の固定資産課税台帳の閲覧や、固定資産税の軽減制度などについて紹介します。

正しくきちんと納税

固定資産税等各種制度

4月2日から

固定資産課税 台帳の閲覧

固定資産課税台帳の閲覧は、納税義務者が固定資産課税台帳に登録された自己の資産に関する内容(評価額など)を確認できる制度です。借地人や借家人等も関係する固定資産について確認することができます。

平成24年度分の固定資産課税台帳の閲覧期間などは左表のとおりです。また、4月2日～5月31日(土・日曜、祝日除く)は、課税台帳の写しを無料で受け取れます。なお、課税台帳の内容は5月に送付する納税通知書に記載予定です。

固定資産課税台帳登録事項 証明書の交付

4月1日以降の午前9時～午後5時半に、税務管理グループ(市役所本庁舎2階、各支所、アクタ西宮ステーション)で、要発行手数料。問合せは税務管理グループ(0798・35・3251)へ。※アクタ西宮ステーションでは、土・日曜、祝日も交付できます。ただし、納税義務者死亡の場合は、証明書の発行はできません。

◆固定資産課税台帳価格の審査申出 4月1日から納税通知書を受け取った日の翌日以後60日間については、西宮市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることが出来ます。問合せは西宮市固定資産評価審査委員会事務局(0798・35・3200)・税務管理グループ内)へ

土地・家屋価格等の 縦覧帳簿の縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧は、自己の土地・家屋の評価額と、他人の土地・家屋の評価額を比較することができる制度です。縦覧期間などは上表のとおりです。

3/17・18

ご利用ください

休日納税相談



市は、滞納市税の解消を図るため、督促状・催告書等の送付

や電話連絡により早期の収納に努めています。

普段、勤務などの都合で平日に納税相談に来られない人を対象に、3月17日(土)・18日(日)に休日納税相談を行います。ぜひご利用ください。また、市のホームページ(くらしの手続)に「納税相談」のページがあります。問合せは納税グループ(0798・35・3221)へ。相談時間(会場)午前9時～午後5時に納税グループ(市役所本庁舎2階) ※当日は正面玄関から入ってください。

用途変更時は連絡を 住宅用地の税負担軽減

居住用家屋の敷地(住宅用地)については、固定資産税・都市計画税が軽減される特例措置があります。この特例は、固定資産税の賦課期日である1月1日において、住宅用地として利用されている土地に適用します。住宅用地の認定のため、家屋の用途を変更したり、隣地を住宅の敷地とした場合など土地の用途を変更した場合はご連絡ください。

なお、新たに住宅の建築が予定されている土地や、住宅が建築中の土地にはこの特例は適用しません。ただし、建て替えの場合は要件を満たせば、特例を適用しますのでお問い合わせください。また、この特例に該当する場合、毎年送付する納税通知書の課税明細書に「住宅用地」または「一部住宅用地」と記載しています。問合せは資産税グループ(0798・35・3221)、塩瀬・山口地区は北部土地家屋チーム(0797・61・0048)へ。

《住宅用地の課税標準の特例》

| | 固定資産税 | 都市計画税 |
|------------------------------------|----------|----------|
| 小規模住宅用地 (住宅用地のうち一戸あたり200㎡までの部分) | 評価額の6分の1 | 評価額の3分の1 |
| 一般住宅用地 (住宅用地のうち一戸あたり200㎡を超える部分) | 評価額の3分の1 | 評価額の3分の2 |

固定資産税を軽減

住宅改修後は 申告を忘れずに

住宅を耐震・バリアフリー・省エネ改修した場合、固定資産税を軽減します。いずれの工事も改修後3カ月以内に申告を。

問合せは資産税グループ(0798・35・3221)、塩瀬・山口地区は北部土地家屋チーム(0797・61・0048)へ。

耐震改修

【要件】下表のとおり。ただし、工事費の自己負担額が30万円以上のものに限る

耐震改修した住宅の固定資産税額のうち、2分の1を一定期間分(1年度分～3年度分)軽減します。改修時期により軽減期間が変わります。ただし、1戸あたり120平方メートル以内

バリアフリー改修

バリアフリー改修した住宅の固定資産税額のうち、3分の1を1年度分軽減します。ただし、1戸あたり120平方メートル以内に限ります。

省エネ改修

省エネ改修した住宅の固定資産税額のうち、3分の1を1年度分軽減します。ただし、1戸あたり120平方メートル以内に限ります。

広告

暑さ寒さも彼岸まで... 私どもは長年にわたり、貴家墓所の維持管理のお手伝いをさせて頂いております。お気付きの事がありましたら何なりと下記店舗までご相談下さい。

西宮石材業協同組合

- ・(有)中原石材工業所 名次町12番27号 ☎(73)5334
- ・(株)石常竹田石材店 奥畑8番45号 ☎(71)7256
- ・(有)石増石材店 宮前町1番13号 ☎(26)1510
- ・(有)竹下石材店 甲山町25番2号 ☎(71)6403
- ・篠畑石材店 門戸西町4番18号 ☎(52)0312
- ・儀田石材店 松風町4番13号 ☎(74)4236
- ・(株)岡崎石材店 北名次町6番46号 ☎(71)0077
- ・日本庭園石材(株) 浜脇町6番23号 ☎(22)1515

税務証明書の交付申請時 本人確認書類の提示にご協力を

市は、税務証明書の不正な請求を防止し、個人情報の保護を図るため、証明書の交付申請時に申請者の本人確認を行っています。窓口では、本人確認書類を提示してください。郵送で申請する場合は、本人確認書類の写しを同封してください。問合せは税務管理グループ(0798・35・3251)へ。

【本人確認書類の例】運転免許証、パスポート(旅券)、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、健康保険証、介護保険証、市税の通知書など

軽自動車や原動機付自転車など 廃車や譲渡の手続きはお早めに 軽自動車や原動機付自転車などをすでに所有していない人で、廃車や譲渡の手続きをしていない場合は、3月中旬に手続きを済ませてください。手続きのない場合は、平成24年度も軽自動車税が課税されます。問合せは税務管理グループ(0798・35・3209)へ。